

回答書

件名 一般競争入札による市有財産の貸付（土地：札幌市中央区北4条西18丁目9番）

（質問事項：原文を掲載）

番号	質問事項	回答
1	貸付人及び借受人において中途解約はないものとして考えて宜しいでしょうか。	貸付契約書(案)第16条に記載のとおり、札幌市が契約の解除を行う場合があります。また、貸付契約書(案)の中で、借受人が中途解約を希望する場合の定めはありませんが、その場合には第22条のとおり、札幌市と借受人との間で協議を行います。
2	最低貸付価格は税込でしょうか。	土地の貸付契約であり非課税です。
3	貸付物件は路外駐車場として適応外でしょうか。また、現在の月極車両の料金、台数、契約の引継ぎは可能でしょうか。	駐車場の設置や維持管理に関する規定等については、関係機関等の窓口を確認をお願いします。 2点目のご質問については、札幌市と借受人の間では土地の貸付契約のみを締結しています。借受人が利用者と締結している契約については、札幌市では関与しておりません。